

看護小規模多機能型居宅介護白樺運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社白ゆりが運営する看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「事業所」という）において提供する看護小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為の人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者について、そのものの居宅において、またはサービス拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、必要な介護サービスを提供する事を目的とする。

(事業の方針)

第2条 事業所は、利用者が住み慣れた居宅において自立した生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせ、日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

2 事業の運営にあたっては、関係市町及び保健・医療・福祉サービスとの連携を図るとともに、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 看護多機能ケアサービス 白樺
- (2) 所在地 福山市神辺町大字川南3175番地1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 1名
居宅サービス計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画及び小規模多機能型居宅介護計画（以下「計画」という）の作成を行う。
- (3) 看護職員 3名以上
利用者の日常的な健康管理を行う。
- (4) 介護職員 5名以上
利用者の心身の状況等を踏まえ、訪問・通い・宿泊サービスに対応する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 365日
- (2) 営業時間 通いサービス 9:00～16:30
訪問サービス 24時間対応
宿泊サービス 16:30～9:00

※ 利用者の生活サイクルに合わせ、事業所の夜間及び深夜の時間帯は、
21:00～6:00とする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

- (1) 登録定員 29名
- (2) 通い定員 1日の定員を18人とする。ただし、やむを得ない事由によって、一時的に定員を上回ることもあり得る。
- (3) 宿泊定員 1日の定員を8人とする。ただし、やむを得ない事由によって、一時的に定員を上回ることもあり得る。

(看護小規模多機能型居宅介護の内容)

第7条 サービスの内容は、次のとおりとする。ただし、利用者の心身の状況を勘案し、利用者同士の調整の上、サービスの提供量を決定する。

- (1) 通いサービス
 - ・送迎
 - ・健康チェック
 - ・レクリエーション
 - ・食事提供
- (2) 訪問サービス (電話等による見守りも含む)
- (3) 宿泊サービス
 - ・送迎
 - ・健康チェック
 - ・食事提供
- (4) 市町村、介護保険関係事業者との連絡及び調整

(短期利用居宅介護)

第8条 当該事業所は、次の場合に限り、当事業所に登録のない利用者に対し、短期利用居宅介護を提供する。

- (1) 当事業所の登録者数が、登録定員未満であること。
 - (2) 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、利用者を担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員（以下「居宅介護支援専門員」という。）が緊急に利用することが必要と認めること。
 - (3) 当事業所の計画作成担当者が短期利用居宅介護を提供しても、登録者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めること。
- 2 短期利用居宅介護の開始に当たっては、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。
 - 3 短期利用居宅介護の利用に当たっては、居宅介護支援専門員が作成する居宅介護サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が看護小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該看護小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

（利用料その他の費用の額）

第9条 看護小規模多機能型居宅介護を提供する場合に利用料の額は、厚生労働大臣が定める告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスである場合は、その1割又は2割又は3割とする。

- 2 通常の事業実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、それに要した交通費を通常の事業実施地域を越えた地点から1キロメートル当たり20円を実費で徴収する。
- 3 通常の事業実施地域以外の地域に居住する利用者に対して訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費を通常の事業実施地域を越えた地点から1キロメートル当たり20円を実費で徴収する。
- 4 食費は、朝食 A500円 B130円 昼食 A600円 B550円 C500円 夕食 A500円 B450円 C400円とする。
- 5 宿泊費は1泊につき、3000円とする。
- 6 おむつ代については実費徴収する。
- 7 上記に定めのほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させるのが相当と認められるものについては別途徴収する。
- 8 事業者は前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

（通常の事業実施地域）

第10条 事業所の通常の事業実施地域は北部3（福山市日常生活圏域）とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者はサービス提供中に、次の行為をしてはならない。

- (1) 喧嘩・口論等によって他人に迷惑となる行為
- (2) 秩序・風紀に反し、安全衛生を害する行為

(緊急時等における対応方法)

第12条 サービス提供中に利用者の病状等の急変、その他の緊急事態が発生した場合は、主治医又は協力医療機関の指示を仰ぎ、医療機関に搬送する等の適切な対応を行う。

(非常災害対策)

第13条 事業所は消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所事業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するも物）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条

条 事業所は、介護従業者等の質の向上のため、次のような研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

2 職員は職務上知りえた秘密を、職を離れた以後も保持する。

3 事業所は、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有するもの等により構成される運営推進会議に対し、サービス提供状況を報告し、評価を受ける。

第16条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社白ゆりと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は令和3年3月1日から施行する
この規程は令和3年8月1日から施行する
この規程は令和3年11月1日から施行する
この規程は令和4年5月1日から施行する
この規程は令和5年4月1日から施行する